平成２９年（フ）第１６５５号
札幌市北区北29条西４丁目２番１―150号
債務者　松重　博則
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂口　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月15日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７７４号
大阪府柏原市清州１丁目３番22号　Ｓｔｅｌｌａ　Ｗｏｏｄ　ＫＩＹＯＳＵ106号、前住所大阪府貝塚市海塚83番地１　（コートエルズエイト202号）
債務者　山内　重鋭
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　真鍋　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２２６号
宮崎市恒久１丁目４番地15　奥野アパート103号
債務者　小川　千晴
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五島　自由
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５４号
静岡県下田市須崎1282番地　原方　天城棟
債務者　依田　博之
1　決定年月日時　平成29年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　雅直
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第１２９２号
タイ王国チョンブリー県バンプラムーン市ノンプー町ムー９パタヤ，サードロード　ピーケーシーピーコンドミニアム　259／29号室、住民票上の住所名古屋市瑞穂区軍水町１丁目67番地の１　カルティア新瑞橋501号
債務者　上原　大樹
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月17日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第６３号
青森県三沢市松園町１丁目11番58号
債務者　木村　直美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成29年９月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第２００号
茨城県常陸大宮市南町3101番地の13　10号
債務者　坪井　　純
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２０７号
茨城県鉾田市徳宿2420番地43、住民票上の住所茨城県鉾田市徳宿2420番地２
債務者　櫻井　武史
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２３８号
茨城県ひたちなか市大字稲田981番地１　県営稲田アパート７棟１階３号
債務者　木村　典子
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２５１号
茨城県ひたちなか市高場４丁目15番地14　西連寺住宅２号
債務者　綿引　　守
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２６１号
茨城県鉾田市鉾田2255番地１　伊原アパート
債務者　細谷　綾子
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２６３号
茨城県笠間市小原1213番地１
債務者　五十嵐　誠
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１２５７号
愛知県日進市香久山３丁目1802番地　ウイング香久山Ａ―105、従前の住所名古屋市中川区大塩町１丁目66番地　レオパレス大塩102号
債務者　宇佐美芳広
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２７号
広島県三次市十日市東３丁目８番５号―３号
債務者　田邊　徹明
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２９年（フ）第１０９５号
福岡県大野城市山田４丁目18番17号　丸政アパート102号
債務者　萬治　和男
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１９４号
福岡市東区八田４丁目４番7431号
債務者　山崎　省一
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部